

ポスター社名印刷ご希望の方へ  
ご注文上の注意

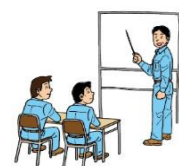
今年も全国安全週間及びSTOP！熱中症にかかるポスターそのほかの用品を建災防で作成し、販売しております。

モデルは中川絵美里さんで、全国安全週間のポスターには今年のスローガン「危険に気付くあなたの目そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」が記載されています。

ポスターなど、一部の用品には社名印刷の注文ができますが、近年印刷した商品が期日に届かないなどのトラブルが発生しており、ご注文の際は極力1ヵ月ほどの余裕を持ってご注文いただくようお願い申し上げます。



安全大会等の講師無料派遣のご利用を



安全週間等において安全大会等開催されるご予約の事業所も多いと思います。厚生労働省の委託事業として、安全大会、研修会等の講師、現場診断などの専門家を無料で派遣できる制度があります。

2種類の事業をご紹介しますが、利用する場合にはアンケート調査が必要など、いくつか条件があります。

現地への交通費等も無料ですので、ご利用を考えると支部事務局にご相談いただくか、本部ホームページをご確認ください。

①安全管理士（本部所属）の活用



知識・経験豊かな建設安全の専門家が、現場に赴き、安全状態や作業方法の改善等、安全衛生水準の向上に向けたアドバイスをいたします。

現場で実施されている職場巡視に同行することも可能です。第三者の目を通すことで普段の職場巡視がさらに効果的になります。また、現場や店社などご指定の場所での安全大会や研修会の講師を行います。

②自然災害の復旧復興事業

厚生労働省の委託事業として、自然災害からの復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者、専門工事業者の安全衛生管理担当の責任者、総合工事業者の管理監督者等、あるいは都道府県防災計画、災害危険箇所図（ハザードマップ）等により、危険箇所における防災工事、整備工事等を行う工事従事者など自然災害と密接に関連する者を対象として指導員（安全衛生専門家）による現場巡回指導や指導員による安全衛生教育支援を無料で行うことができます。（専用教材があります）

支部事務局のニューフェイス

神奈川支部では本部との綿密な連携を強化するため、令和5年度から職員の相互研修による人事交流を企画し、前任の内田氏に代わり、本年4月から本部の山内氏が神奈川支部の事務局に来られました。

《自己紹介》建災防本部から神奈川支部へ参りました、山内と申します。

大学では社会学部で会計学を学んでおり、卒業後新卒で建災防に入職しました。本部では、採用や職員研修に関する業務を始め、勤怠管理や旅費算定事務、各種会議の運営補助などを4年間担当しておりました。

本年の初めに神奈川に引っ越してきたばかりで今回の研修が決まったので、不思議なご縁があるようで嬉しく感じています。

少しでも早く戦力になれるよう、精一杯努力していく所存です。会員の皆様、何卒よろしくお申し上げます。



支部行事予定

正副支部長・分会長会議

時：5月7日 15：00  
所：建設会館411会議室

代議員会

時：5月30日 15：00  
所：建設会館講堂

本部表彰選考委員会

時：5月7日 14：00  
所：建設会館411会議室

第1回理事会

時：5月21日 14：00  
所：建設会館講堂

本部理事会、総代会

時：6月5日 14：05  
所：東京プリンスホテル

建災防神奈川支部ニュース

No.575 令和6年5月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

神奈川労働局長 着任挨拶



藤枝 茂

神奈川労働局  
局長

本年4月1日付けで神奈川労働局長を拝命いたしました藤枝茂と申します。

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様には、日頃から神奈川労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、我が国経済は改善しつつありますが、コロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現することが重要であるという考えの下、神奈川労働局としては、その実現に向けて、最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善（同一労働同一賃金）等のための環境整備の取組、また、リ・スキリングによる能力向上支援をはじめとする三位一体の労働市場改革や人材確保支援の取組を推進しております。

一方、神奈川県内の建設業の労働災害の発生状況について、新型コロナウイルス感染による死傷者を除く昨年の休業4日以上死傷災害は774人と前年の702人から1割程度増加し、死亡災害については16人とな

っており、前年同期の9人と比べ大幅に増加しております。

本年においても、建設業の死亡者数は2人（令和6年3月末現在）となっており、依然として憂慮すべき状況が続いています。

本年は、令和5年度を初年度とする5か年計画である第14次労働災害防止計画（14次防）の2年目となります。引き続き、墜落・転落災害の防止、熱中症・騒音障害等の健康障害防止などの一層の推進について、皆様方と緊密に連携・協力しながら、労働災害の確実な防止に向けた各種対策を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本年4月から、建設業においても時間外労働の上限規制が適用となることから、時間外・休日労働の削減をはじめ働き方改革の取組を一層促進していく必要があります。

神奈川労働局といたしましては、発注者や事業者の皆様に対する周知、働き方改革推進支援助成金を通じた支援等を行ってまいりますので、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴支部役員の皆様のさらなる御協力をお願いするとともに、貴支部の益々の御発展と会員の皆様の御活躍並びに御安全を御祈念申し上げ、私の着任に当たっての挨拶とさせていただきます。

労働保険のお知らせ

令和6年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は

6月3日（月）～7月10日（水）です。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。》

正しい申告のために・・・早目にご準備を。

労働保険の申請は便利な電子申請で！



検索

労働保険の電子申請

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課・・・電話 045-650-2803



## 着任挨拶（神奈川県労働局労働基準部長・監督課長・安全課長）



### 池内 伸好

神奈川県労働局  
労働基準部長

令和6年4月1日付けで神奈川県労働局労働基準部長に着任いたしました池内伸好と申します。着任期間中は様々な場面でお世話になるとお思いますので、よろしくお願ひします。

建設業労働災害防止協会神奈川県支部長黒田様を始め会員の皆様には、日頃より、神奈川県労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県労働局では、令和6年度重点施策として「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり」を掲げており、「安全で健康に働くことができる環境づくり」に向けた各種対策を推進していくこととしております。

まず、長時間労働の抑制であります。本年4月から建設業に対しても時間外労働の上限規制が適用されております。神奈川県労働局といたしましても、建設工事発注者等に対して上限規制適用や配慮の重要性について周知することとしております。

また、建設業の事業場を対象に懇切・丁寧な指導・援助を行うことにより、長時間労働の削減の取組を促すとともに業務改善助成金や働き方改革推進支援助成金などの活用促進を行ってまいります。

次に、労働災害の防止であります。神奈川県労働局管内の労働災害発生状況を見ますと、第14次労働災害防止計画（神奈川県計画）の初年度に当たる令和5年においては速報値で建設業において休業4日以上死傷者数が前年より10%以上増加し、16名の方が亡くなっております。

また、令和5年4月には、建設業の死亡災害が多発したことを受け、貴協会神奈川県支部長に対して緊急要請を行わせていただいております。

貴支部では、新たに令和5年6月から「かながわ安全強靱化計画」を策定され、「セーフティーリボン運

動」、「3分KY運動」及び「安全行動宣言運動」の実施により死亡災害の減少などの成果を上げられているところであります。

引き続き、「かながわ安全強靱化計画」の目標を達成できるよう、労働災害防止に係る基本的事項の順守徹底をお願いします。

加えて、令和6年度におきましても、神奈川県計画の建設業対策の重点実施事項である、墜落転落災害防止対策の充実強化、熱中症や騒音障害などの健康障害防止対策などを確実に進めるためには、貴支部との密接な連携は欠かすことができないと考えております。

最後になりましたが、貴支部役員の皆様の更なる御協力をお願いするとともに、貴支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の着任に当たっての挨拶とさせていただきます。



### 松田 恵太郎

神奈川県労働局  
監督課長

令和6年4月1日付けで労働基準部監督課長を拝命いたしました松田と申します。建設業労働災害防止協会神奈川県支部の皆様方におかれましては、日頃より、労働行政、特に安全衛生対策の推進に多大な御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の監督指導業務においては、「安全で健康に働くことができる環境づくり」に向けて、「長時間労働の抑制」、「労働条件の確保・改善対策」、「第14次労働災害防止計画（神奈川県計画）の推進」を軸として行政運営を進めてまいります。

まず、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

建設業については、本年4月から時間外労働の上限規制が適用されましたが、労働時間法制度、働き方改革推進支援助成金等の周知支援を引き続き行います。

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和6年3月末日現在

年	署												合計
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	
本年	13	5	6	7	13	15	15	10	4	14	12	19	133
	(1)				(1)								2
前年	13	1	12	13	5	25	11	9	6	13	7	14	129
			(1)	(1)		(2)						(1)	5

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和6年4月22日現在

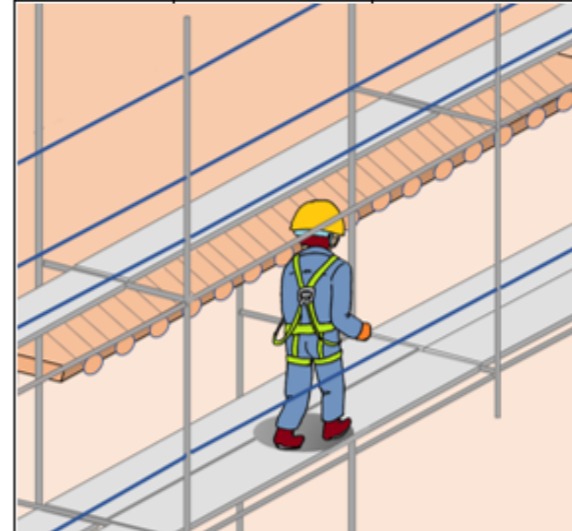
業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	(令和6年)	前年同期 (令和5年)	前々年同期 (令和4年)	令和5年 速報値	令和4年	令和3年
製造業	2	2 (1)		4 (1)	2	8
<b>建設業</b>	<b>2</b>	<b>5 (1)</b>	<b>2</b>	<b>15 (1)</b>	<b>9 (1)</b>	<b>21 (2)</b>
交通運輸業						
陸上貨物運送事業	2 (1)	1	1	9 (3)	5 (1)	2
港湾荷役業				1		
商業	1		3 (1)		6 (2)	3 (2)
清掃・と畜業		2	2	3	4	1
その他		4	1 (1)	9 (2)	3 (2)	14 (5)
合計	7 (1)	14 (2)	9 (2)	41 (7)	29 (6)	49 (9)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## ☆死亡災害の概要☆

令和6年4月22日現在

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
3月 11時頃	建築工事業 民間 ～9人	足場 墜落、転落	<p><b>【発生状況】</b> 足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受け渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上8高さ約10mから墜落した。20～24歳（2次下請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 墜落転落防止措置 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、作業の順序等を決定し、安全帯の使用をすること。</li> <li>2 足場の解体作業時の管理体制 足場の組立等の作業主任者を選任し、作業方法等を決定し、直接指揮の下、作業の進行状況、安全帯の使用状況を監視すること。</li> <li>3 作業指揮者による安全な作業手順の徹底 墜落転落の危険のある個所における作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に安全な作業手順による作業を直接指揮させること。</li> </ol>



## 建設業労働災害防止対策の取組要請



令和6年4月11日、神奈川労働局において神奈川支部の池田副支部長が新任の池内労働基準部長に面談しました。

その際に、池内労働基準部長から、建災防神奈川支部長及び神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会（以降木建協）会長宛の、本年度における建設業労働災害防止対策の取組みにかかる**要請文書**をいただきました。

労働基準部長からは「神奈川県内における令和5年の建設業における死亡災害は16人となっており、前年の同期の9人と比べ大幅に増加している。また、全業種の死亡者数42人に占める割合も前年の3割を上回り、4割弱と増加傾向にある。死傷労働災害の被災者数においても、令和5年は774人となり、前年の702人から1割増の状況となっており、依然として憂慮すべき状況が続いている。」と状況について説明され、「建設業における労働災害防止対策について、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人

基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策をさらに推進することが求められており、このような中、当年度は、令和5年4月から5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画の2年目にあたるとともに、「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」が定められました。

当局においても建設職人基本法に基づく神奈川県の計画を踏まえ、より一層の労働災害防止対策を推進していきますが、については、建設工事に従事する事業者等の建設工事関係者による労働安全衛生法令遵守の徹底を図り、この「留意事項」の内容を貴機関に係る建設工事業業者に周知いただく等、今年度における建設業労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をお願いする」とのご指摘を受けました。

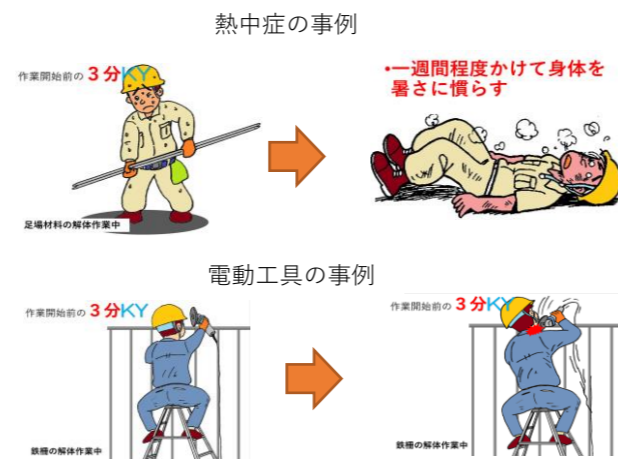
建災防神奈川支部及び木建協では、14次防期間中における災害防止対策の決め手として「墜落転落災害の撲滅」「セーフティ・リボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」を柱とした「かながわ安全強化計画」周知・促進活動についてご理解をいただき、神奈川労働局と建災防神奈川支部及び木建協とが連携して、建設業における労働災害防止対策を推進していくことについて認識をあらためて共有しました。

なお、当日受領した上記の「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」の内容については次号（6月号）の特集でご紹介します。

### 3分KYの動画版公開中

神奈川支部独自で展開している3分KYについて、これまで当支部のホームページの専用コーナーに、実際の県内での災害事例を基にKYシートを掲示してまいりましたが、この度動画版を作成しいくつかのサンプルを掲示しました。作業開始前に行うKY、TBM、朝礼などにおいて、タブレット等を利用して視聴し、同種の災害の防止、KY活動の活性化等になれば幸いです。

HPの容量があるので、掲載方法は今後検討してまいります。



また、適正工期を実現し、建設業者が長時間労働の是正や生産性向上に向けた取組を進めるためには、発注者、受注者双方、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であるため、上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」を通じて、建設業に係る時間外労働の上限規制の適用について、周知を図ってまいります。

労働災害の防止については、令和5年の神奈川労働局管内の建設業の労働災害発生状況を見ますと、休業4日以上死傷者数は前年より増加し、16名の方が亡くなっている状況にあります。

引き続き、皆様方と連携・協力し、高所からの墜落・転落災害の防止対策、熱中症対策、騒音障害等の健康障害防止などを重点的に取り組んでまいります。

具体的には、幅が1メートル以上の箇所における本足場の使用の徹底、足場の点検時の点検者の指名の徹底等、改正労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図ります。

また、あらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知を図り、その普及・定着を促進します。

また、「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの対策を推進してまいります。

最後に、高年齢労働者、外国人労働者に対する労働災害防止、一人親方等の安全衛生対策と建設業には様々に取り組むべき課題がありますが、誰もが安心して働くことができる職場環境の形成をお願いして、着任の挨拶とさせていただきます。



### 塚田 和男

神奈川労働局  
安全課長

本年4月1日付けで労働基準部安全課長を拝命しました塚田です。

建設業労働災害防止協会 神奈川支部の皆様方におかれましては、労働災害防止をはじめ、当局の行政運営に多大なる御理解と御協力をいただいておりますことに厚く感謝申し上げます。また、労働災害防止のために、日々、御尽力されている皆様には、改めて敬意を

表します。

建設業における労働災害については、長期的に減少しています。

これは、皆様方の御努力、御尽力の賜物であると思えます。

ただ、そうした中でも、死亡災害は、全業種の中で最も多く発生しており、この傾向は、全国的に長年変わっていません。

事故の型についても、墜落・転落によるものが、約4割を占めているという状況も長年変わっていません。

墜落箇所別でみると、屋根や屋上等の端、開口部から約3割を占め、また、足場から2割、梁桁等から1割となっています。近年は、その他となる、はしごや脚立からの墜落災害が、増加傾向にあります。

全体が減っている中であり、はしごや脚立に対しては十分な注意喚起をする必要があります。

昨年は、足場関係の法令等が改正されました。労働安全衛生規則が改正されて、

- ①一側足場の使用範囲の明確化、
- ②足場の点検を行う際の点検者の指名、
- ③点検後の点検者の氏名の記録・保存

が必要となり、本年4月1日からは完全施行されています。これらは法令事項であり、同規則に基づく措置の徹底に御協力ください。

また、手すり先行工法に関するガイドラインが、昨年12月に改正されました。近年の足場の使用状況を反映した改正内容となっています。

主な改正内容は、くさび緊結式足場の普及の反映ということで、くさび緊結式足場に関する留意事項を盛り込んだ内容を追記してあります。

また、手すり先行工法のトレンドの反映ということで、手すり設置方式による手すり先行工法が主流となっていることから、その内容を反映しているなどとなっています。

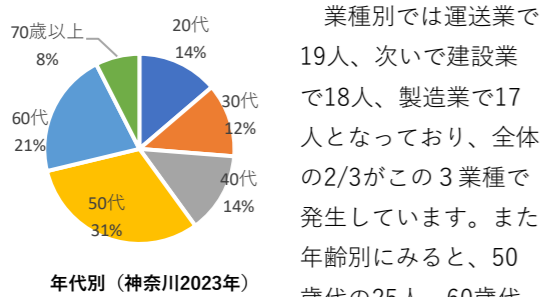
また、先に記した足場にかかる法令改正の内容も反映しています。

手すり先行工法による足場の組立て、解体又は変更作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することによって、足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境を形成するため、御協力をお願いします。

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)を実施し、各防災団体等と連携して熱中症の予防対策に取り組んできたところです。ついては、令和6年の本キャンペーンを令和6年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱(以下実施要綱とする)のとおり実施します。各事業所におかれましては、要綱の推進により効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。

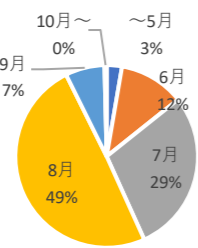
## 神奈川県の職場における熱中症

令和5年中の神奈川県内の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上発症者数が81人と前年(54人)に比べて大幅に増加し、死亡災害も農業で1人発生しました。



業種別では運送業で19人、次いで建設業で18人、製造業で17人となっており、全体の2/3がこの3業種で発生しています。また、年齢別にみると、50歳代の25人、60歳代の17人など被災者のほぼ6割が50歳以上となっています。

2019年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体のほぼ半数が8月に発生し、これに7月分を合わせると全体の8割弱となります。また、死亡災害4件は6月から8月に発生しています。



2023年も7月、8月に集中し、発生日の最も早い災害は5月上旬で、最も遅いものは9月下旬でした。

災害からは、WBGT値(暑さ指数)を把握せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置を講じていなかった事例、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった事例「体調不良があり、休ませて様子を見ていたところ容体が急変した」「倒れているところを発見された」など熱中症発症時・緊急時の措置が適切にされていなかった事例、持病が熱中症の発症に影響を及ぼした事例もみられ、職場における熱中症予防対策の一層の徹底が求められます。

### I 作業管理

#### (ア) 作業時間の短縮等

作業計画を作成し、WBGT基準値に応じた休憩

等を行うこと。測定した暑さ指数がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ①単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
- ②管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻りに確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどのIoT機器を活用することによる健康管理も有効である。

#### (イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて焦熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

#### 災害事例1：木造家屋建築工事現場

被災者は、朝方より現場で家屋の基礎の型枠材の加工、組み立て作業に従事していた。休憩は、1時間に1回(50分労働の後、10分の休憩)、昼休憩は12時から

13時まで、午後1時間に1回の休憩をとっていた。夕方の休憩時、被災者がふらふらし始めたので、頭に水をかけて冷やした。しかし、その後ろれつが回らなくなり、痙攣を起こしたので、空のポリタンクを枕にして寝かせた。

それでも回復する兆しがなかったので、救急車の出動を要請したが、搬送された後「熱射病による多臓器不全」により死亡した。

#### (ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工

夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業員へ周知する。

#### (エ) 服装等

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を着用する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能を持つ服やヘルメットを着用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に着用する。

#### (オ) プレクーリング

暑さ指数が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い服装を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイスラリーなどを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

## II 健康管理

#### (ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

#### (イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的な症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

#### (ウ) 労働者の健康状態及び熱順化の状況の確認

当日の作業開始前には、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1

週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

#### (エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻りに行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異常を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる体制を確保する。

#### 災害事例2：化学工場の定期補修工事

昼の休憩後、足場の組立て作業を開始、被災者は地上から足場材を組立て中の足場にいる2名の作業員に手渡し、手渡された作業員らが共同で足場材を固定して足場を組み上げていった。

午後3時に休憩をとり、作業員らは適宜水分を補給、その後足場の組立て作業を再開し、1時間ほど経過した頃、足場固定用クランプが不足してきたので、被災者は作業場所から100mほど離れた場所にクランプを取りに行った。その後、10分ほど経過した頃、構内道路を、ふらふら蛇行しながら歩き、構内道路路上にかがみこんだ被災者を工場の従業員に目撃され、直ちに救急車で病院に搬送したが、7時間後に熱中症による多臓器不全で死亡した。

## III 労働衛生教育

準備期間中に各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育用教材としては、厚生労働省の運用しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防情報サイト

救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。期間中には適切な機会をとらえて実施し、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

## IV 異常時の措置

本人や周りが少しでも異常を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。

なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

今年の防災防熱中症防止のポスターは中川絵美里さんです。下に社名等が入れます。



## 大人気！クイズで楽しく学べる

### 熱中症対策セミナー(無料)のご案内

経口補水液が作れるタブレット「O.R.S」を販売する(株)アドバンスより、クイズ形式の熱中症セミナー(30分程度)のご案内を神奈川県支部にいただきました。※支部ホームページに案内を掲示していますのでご確認の上お申込みください。

問い合わせ先: (株)アドバンス 吉岡  
メール: c.yoshioka@advance-m.co.jp

電話: 047-382-6057

セミナー詳細はこちら →



以上は令和6年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要項の抜粋です。詳細については直接神奈川県労働局健康課か当局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> をご覧ください。